全国居住支援ネットワーク構築事業
報告書

平成 31 年 3 月

一般社団法人居住支援全国ネットワーク

全国居住支援ネットワーク構築事業　報告書

目次

1　はじめに 2

2　事業概要 3

3　シンポジウム 4

1）　北海道 4
2）　高知 6
3）　沖縄 10

4　普及啓発活動 14

1）　福井県居住支援協議会のセミナー 14
2）　福岡県大牟田市でのシンポジウム 15

5　意見交換会 16

1）　大阪 16
2）　名古屋 17
3）　東京 18
4）　札幌 21
5）　熊本 26
6）　福井 29
7）　船橋 31
8）　大牟田 33

6　運営委員会 36

1　はじめに

2017 年（平成 29 年）10 月 25 日、新たな住宅セーフティネット制度が始まり、約 1 年半が経過しました。同制度の施行前は、高齢者・障害者等の各福祉分野の中にはそれぞれ「居住支援」に関する施策や取組みがありましたが、分野を超えて「居住支援」そのものを前面に押し出したり「居住支援」を軸にしたりして議論が行われる、施策が展開されるということはほとんどありませんでした。また、高齢者でも障害者でもない「住宅確保要配慮者」について、入居の支援だけでなく、入居後の支援すなわち居住生活支援が必要だという意見は、われわれがおそるおそる主張する程度で、共通の理解とはなっていませんでした。

しかし、今日、2019 年（平成 31 年）3 月 1 日時点で、全国に 77 の居住支援協議会と 193 の居住支援法人が存し、全国各地で「居住支援」そのものが語られ、取り組まれています。また、居住生活支援の必要性についても、コンセンサスを得た当たり前のこととして語られ、取り組まれています。同制度の施行によって「居住支援」が一気に前進したことは間違いありません。

しかし、それは「居住支援」という言葉が一般化し、取組みが始まったということに過ぎません。「居住支援」そのものの内実については、まだ十分とはいえませんし、そもそも「居住支援とはなんなのか」その定義・理念・目的等基本的で重要なことがらについて、まだ意識の共有ができていません。法律ができ、プレイヤーが増え、いままさにスタートラインに立ったところだというべきでしょう。

今年度、われわれ居住支援全国ネットワークは、北は北海道、南は沖縄まで全国 10 か所で「居住支援」をテーマにシンポジウムや意見交換会を行いました。各地域において、介護事業、ホームレス支援、外国人支援等様々な分野をバックボーンとして、様々な形の「居住支援」が実践されており、どれ一つとして同じものはないということを改めて知りました。われわれは、そうしたそれぞれの「居住支援」に対する共感や共鳴を基礎に、それぞれの地域性を尊重し、個別性を重視しつつ、ひとつひとつの取組みに学び、共有し、可視化し、紹介し、ひろげるといった活動を繰り返してきましたし、これからもこうした活動を続けていこうと思います。各地の取組みを全国で共有化するという行動を繰り返す中で、全体として居住支援のあり方の確立に近づいてきており、また、今後も近づいていくであろうと考えているのです。

最後になりましたが、お忙しい中、各地でわれわれの訪問を受け入れて事業にご参加くださったみなさま、本事業に助成を行ってくださった独立行政法人福祉医療機構のみなさまに、心よりの感謝を申し上げます。

一般社団法人居住支援全国ネットワーク
代表理事　井上　雅雄

2019 年 3 月

２　事業概要

柱１）居住支援ネットワーク構築のためのシンポジウムの実施

全国各地で、地域における居住支援ネットワークを構築するための契機となるようなシンポジウムを３回実施しました。

また、当法人の主催ではありませんが、居住支援協議会や居住支援団体から招かれ、セミナーやシンポジウムに講師として当法人の理事等が登壇するという、居住支援の普及啓発活動も２回おこないました。

（シンポジウム）

第１回　北海道（北海道札幌市）平成 30 年９月 28 日
第２回　高知（高知県高知市）平成 30 年 12 月 15 日
第３回　沖縄（沖縄県那覇市）平成 31 年２月 15 日

（普及啓発）

福井県居住支援協議会のセミナー　平成 30 年 11 月 22 日
福岡県大牟田市でのシンポジウム　平成 31 年１月 19 日

柱２）居住支援ネットワーク構築のための意見交換会の実施

居住支援に関する理解が十分に進んでいない現状においては、全国各地で地域における居住支援ネットワークを構築するため、重要なアクター（不動産業者、福祉関係者、行政等）の間で、まずは意見交換を行う必要があると考えました。こうした関係者に声をかけ、意見交換会を８回実施しました。

第１回　大阪　　平成 30 年６月４日
第２回　名古屋　　平成 30 年６月 24 日
第３回　東京　　平成 30 年８月 18 日
第４回　札幌　　平成 30 年９月 28 日
第５回　熊本　　平成 30 年 11 月９日
第６回　福井　　平成 30 年 11 月 23 日
第７回　船橋　　平成 30 年 11 月 27 日
第８回　大牟田　　平成 31 年１月 18 日

柱３）運営委員会の実施

本事業実施のため、当法人の理事を中心に運営委員会を組織して会合を開き、本事業の進行管理、統括、成果のとりまとめを行いました。

次のページ以降に、各柱立て事業の詳しい報告を記載します。

３　シンポジウム

1）北海道

①　日時：平成 30 年 9 月 28 日（金）15:00～17:00

②　場所：市民活動プラザ星園

③　プログラム

1.　情報提供：『新たな住宅セーフティネット制度について』
- 登壇者：国土交通省　住宅局　安心居住推進課　企画専門官　大島敦仁

2.　パネルディスカッション　『北海道の居住支援を進めるために』
- パネリスト
  - 居住支援全国ネットワーク代表理事
    おかやま入居支援センター理事長　井上　雅雄
  - 自立支援センターふるさとの会常務理事　滝脇　憲
  - 抱樸　常務　山田　耕司
- コメンテーター
  - コミュニティワーク研究実践センター　事務局長　湯澤真吾
- コーディネーター
  - ワンファミリー仙台　理事長、
    パーソナルサポートセンター　業務執行常務理事　立岡　学

3.　意見交換

④　シンポジウムの概要

- 情報提供

　『新たな住宅セーフティネット制度について』と題し、国土交通省住宅局安心居住推進課企画専門官　大島敦仁氏より情報提供を頂く。

- パネルディスカッション

　『北海道の居住支援を進めるために』と題し、パネルディスカッションを実施

した。

はじめに、先駆的に居住支援の取組みを実践している3名のパネリストが各団体の取り組みについて紹介をした。

おかやま入居支援センターからは、入居支援事業の特徴や、公営住宅で連帯保証人を求められ身寄りのない方の入居が困難であるという問題、連帯保証リスクなどの課題について紹介があった。自立支援センターふるさとの会からは、同会独自の枠組みである「自立援助ホーム」での支援、関連団体である株式会社ふるさとの賃貸借保証事業、ふるさとの会の支援論、人材育成などについて紹介があった。抱樸からは、北九州におけるホームレス自立支援システム、2017年に起きた中村荘火災についてなどの話のあとに、プラザ抱樸における借上げ型支援付地域居住の取組みについて説明がなされた。

➢ 意見交換

シンポジウムでの質疑応答を兼ねた意見交換においては、パネリストの活動の紹介を受け、行政との連携や居住支援を実施している団体間の連携だけではなく、住宅確保要配慮者の居住支援を進める上では不動産事業者や大家さんなどとも連携を図る必要性を理解できたなどの感想が聞かれた。

これに対しパネリストからは、「不動産事業者等に福祉を理解してもらうだけではなく、どういったことをリスクと感じているか、逆にどういった条件が揃えば安心して貸せるかなど、業として居室を取り扱う不動産事業者の立場や業務内容について理解をすることが重要」などの発言があった。

⑤ 参加者数、所属等

30名

行政関係者（国土交通省、北海道の住宅部局・福祉部局、札幌市の福祉部局）、居住支援法人（事業内容は福祉・不動産・見守りサービスなど）、コンサルタント会社等

⑥ 参加者の反応（来場者アンケートより）

- 他地域の先駆的な取組を聴けて参考になった。札幌市においても居住支援の充実が図られることを期待します。
- 生活困窮者支援に居住環境の課題は重要なので、関係機関との連携支援がうまくできれば良いと思います。
- 今後の活動の方針、やらなければいけないこと、真似できそうな部分が多くあり、またやる気が湧いてきました。
- 居住支援法人相互の、密な関わりが必要だと感じた。何が課題なのかを抽出・共有して、解決策を持っている法人とつながれるような気軽な仕組みが必要。
- セーフティネット住宅に関する知識を深められただけではなく、課題も知ることが出来たので非常に有意義であった。

・　民間企業、大家さんは利益と切っても切り離せないので、今後居住支援法人を増やすためには､利益の出る仕組みを作り上げる必要があるのではないかと感じた。

2）高知

①　日時：平成 30 年 12 月 15 日（土）13:30～16:00

②　場所：高知共済会館大ホール桜

③　プログラム

第１部　基調講演

- 登壇者：国土交通省　住宅局　安心居住推進課　係長　大津雄一郎

第２部　情報提供

- 登壇者：高知県　土木部　住宅課　堂本ちぐさ
- 登壇者：高知市　都市建設部　住宅政策課　宇賀隆一

第３部　パネルディスカッション「居住支援の現状と課題（先進事例に学ぶ)」

パネリスト

- 国土交通省住宅局安心居住推進課　係長　大津雄一郎
- 高知市　健康福祉部　福祉管理課　係長　村永京介
- 高知市生活支援相談センター　生活支援相談員　谷口由佳
- 一般社団法人居住支援全国ネットワーク代表理事
  おかやま入居支援センター理事長　　弁護士　井上　雅雄
- 一般社団法人居住支援全国ネットワーク理事（事務局長）
  やどかりサポート鹿児島理事長　　司法書士　芝田　淳
- 一般社団法人居住支援全国ネットワーク理事
  兵庫県立大学大学院経営研究科客員教授　　岡田　太造
- 特定非営利活動法人抱樸　常務　　山田　耕司
- ほか、地元の居住支援法人等

コーディネーター

- 高知県立大学　教授　田中きよむ

第４部　意見交換

④ シンポジウムの概要

➢ 基調講演

近年の国土交通省と厚生労働省の取り組みを概括的に説明した。

➢ 情報提供

高知県が高知県居住支援協議会の活動を、高知市が新住宅セーフティネット法施行後の市の取り組みについて説明した。空き家の利活用は今後の居住支援の中でも期待されるところであるが、高知市では住宅政策課が空き家に関する苦情の対策窓口、利活用は建築指導課と担当が分かれており、民間住宅の活用に関する福祉部門との協議はこれからである。

また、公共施設マネジメント上、今後 30 年で箱ものは 3 割減らさないと対応できないが、公営住宅は抽選倍率 10 倍で推移しており、民間賃貸住宅の活用を進める必要がある。この課題は住宅審議会（宅建業、建築業、社会福祉協議会等で構成）の中でも協議し、居住支援を進めていきたいとのことであった。

➢ パネルディスカッション

「居住支援の現状と課題（先進事例に学ぶ）」と題したパネルディスカッションを行った。これは、先進地と地元の居住支援関係者を交えたパネルディスカッションを行うことで、高知県関係者が先進地に学ぶとともに、どこまで消化吸収して地元に新たな居住支援の活動を根付かせることができるのか課題も含めて検討する趣旨で行ったものである。

先進地として、当法人の会員であるおかやま入居支援センター、やどかりサポート鹿児島、福岡県の抱樸、行政関係として国土交通省と高知市にご参加いただいた。

また、学術関係者として岡田太造兵庫県立大学大学院経営研究科客員教授が、地元高知県からは居住支援法人である NPO 法人あまやどり高知と、同じく居住支援法人である NPO 法人はすのは、高知市社会福祉協議会が参加した。コーディネーターは田中きよむ高知県立大学教授である。

パネルディスカッションでは、先進地の工夫や成果・課題などが紹介され、地元からも取組みや自身の活動に関する課題などが紹介された。高知市社会福祉協議会では、生活困窮者自立支援事業の窓口として高知市生活支援相談センターを開設しているが、2 番目に多いのが住居相談である。しかし、新たな住宅セーフティネット制度について活用はおろか、情報も十分ではない。相談内容としても困窮相談で来る方には精神障害（か精神疾患）の方も多いが、家主から精神障害（か精神疾患）の方はお断りと言われることが多い。やっと入居しても定着が難しく、そのままいなくなる方もいる。滞納家賃はあまやどり高知が支払い、残置物処理は支援者等が行うことがやむを得ない雰囲気になっていることが問題として提起された。

全国的にも、支援者がやむを得ず借家の保証人になって入居させ、その保証リスク負担を軽減するために様々な居住生活支援を行うようになっていることが、学識経験者から報告されており、これらの課題は概ね全国的なものである。精神障害に限れば、岡山など先進地では一部の例外を除き概ね居住生活支援を行うことで定着が進んでおり、高知との差も感じられるところである。しかし、抱樸の報告では、矯正施設からの退所ケースなどでも精神障害を抱えている複合ケースが多く、複合ケースほど居住生活支援に課題を抱えることが多いとの報告もなされている。

また、ハウスとホームでは概念が異なり、ホームは人とのつながりがあるということで、住宅確保要配慮者は本当はホームを必要としているという意見もあった。登録住宅は物理的な場所を確保することになるが、その後の定着が重要で、いかに理解ある事業者や支援団体を発掘するかについて、今までの福祉になかった新しいアプローチが必要との見解も示された。

なお、高知市では 9,100 世帯の保護受給世帯があるが、そのうち住宅扶助を受けている世帯が 8,000 世帯あり、公営住宅に入居している場合は 100 パーセント代理納付を行っているとのことである。また、生活困窮者自立支援事業以外に高知市独自の金銭管理を実施しているケースが 200 件ほどあり、今後は見守りとセットで代理納付をしていける制度を構想中とのことであった。

- 意見交換

会場からパネリストに向けた質問の中には、外国人の入居支援に対するものがあった。今回のシンポジウム準備の中で想定していなかった課題であるが、同時に今後、高齢者とともに増加することが見込まれる問題と思われ、対応を早期に検討する必要があることが認識できた。

⑤ 参加者数、所属等

42 名

行政関係者（国土交通省、高知県の住宅部局・福祉部局、高知市の住宅部局・福祉部

局)、居住支援法人（事業内容は福祉系)、不動産業者、福祉事業者、病院、社会福祉協議会等

※事前申し込み制であったが、事前申込数が 12 名と少なく、参加者数を心配していた。しかし、当日は結果として 42 名の参加があり、会場は概ね満席状態であった。また、受付を閉鎖後の参加者については人数・所属等も判明せず、今後に反省すべき点もあった。

⑥ 参加者の反応（来場者アンケートより）

- 他分野・広域からのパネリストのお話が聞けてとても貴重、有意義な時間となりました。
- 今後は支え合い・助け合いの仕組み作りが必須。自分たちで何もかもやるのではなく、周りの力を借りていくことが重要。
- 高知の現場も良く分かったし、全国の動きも分かった。各地のその道のプロの方の話が勉強になった。

⑦ その他

本シンポジウムを契機に地元では引き続き関係の取組みを行っている。高知市では第 2 回居住支援シンポジウム in 高知（名称は連続しているが、地元のみで行われた別企画である）を開催し、高齢の住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への入居促進に関して死後事務の活用可能性を検討する福祉関係者、不動産事業者及び関係専門職の意見交換会を行った。また、高知県西部の幡多地域における意見交換会も実施した。

第 2 回居住支援シンポジウム in 高知は、地元の不動産事業者と福祉関係者との連携を進める目的で、両分野の関係者の関心が高いと思われる有償での見守りサービスや特殊清掃の概要説明を事業者を招いて行ったもので、意見交換の時間がほぼなくなるほど質疑応答が盛んに行われ、見守りを中心に課題や関心が高いことが示された。高齢者の入居促進について、死後事務がどの程度役立つかという点での意見交換会でも、死後事務よりは見守りに重点を置いた方が不動産事業者の懸念解消には効果的であるとの結論が出され、いずれの会でも見守り体制の確立が課題と認められた。

幡多地域での意見交換は、人口が集中する高知市域以外の地域で不動産事業者と福祉関係者の連携について今後取り組むための実情調査と意見交換を兼ねたものである。

入居断らない賃貸を

高知市で居住支援シンポ

賃貸住宅への入居を断られることが多い単身高齢者や低所得者、精神障害者らの住宅の確保について考える「居住支援シンポジウムin高知」が15日、高知市の高知共済会館で開かれた。

国は昨年10月、住宅セーフティーネット法を改正。高齢者らの入居を拒まない賃貸物件を登録し、国や自治体が改修費用や家賃の一部を補助する新制度を始めた。

シンポでは、国土交通省住宅局の担当者が新制度の現状を説明。2020年度末までに全国で17万5千戸を登録する目標に対し、11月末時点の登録数は約6200戸、高知県では高知市の2戸にとどまるといい、床面積や耐震化のハードルが高いことなどを要因に挙げた。

続くパネル討議では、「居住支援全国ネットワーク」（事務局＝鹿児島市）の芝田淳事務局長が「全国で居住支援の勉強会を開くが、出席100人のうち90人が福祉関係者ということもある。不動産関係者に新たなビジネスチャンスとして理解してもらうことが必要だ」と述べた。

他のパネリストは、家賃滞納や近所トラブルといった家主の不安を払拭する必要性も強調。地域福祉と連携し、入居者に対する長期的な支援の必要性を訴えた。

居住を支援するNPO法人「あまやどり高知」などの共催で、約50人が耳を傾けた。（早崎康之）

単身高齢者らの住宅確保へ意見交換したシンポジウム（15日午後、高知市本町５丁目）

12 月 16 日高知新聞（高知新聞社提供）

3） 沖縄

① 日時：平成 31 年 2 月 15 日（金）13:30～17:00

② 場所：沖縄県総合福祉センター

③ プログラム

第１部 基調講演 13:30～15:20

1. 住まい確保と身寄り問題を考える （13:30～14:20）
   NPO 法人やどかりサポート鹿児島理事長 司法書士 芝田 淳
2. 居住支援を支える人材の育み方 （14:30～15:20）
   NPO 法人自立支援センターふるさとの会 常務理事 滝脇 憲

第２部 パネルディスカッション 15:30～16:50
「居住支援の現状と課題（先進事例に学ぶ）」
パネリスト
- NPO 法人やどかりサポート鹿児島理事長 司法書士 芝田 淳
- NPO 法人自立支援センターふるさとの会 常務理事 滝脇 憲
- 株式会社レキオス 事業本部長 下地 雅美

コーディネーター
沖縄大学福祉文化学科 准教授 島村 聡

④ シンポジウムの要旨

➢ 基調講演

● 住まい確保と身寄り問題を考える

講師の芝田氏は、鹿児島県の居住支援法人である NPO 法人やどかりサポート鹿児島の理事長であると同時に、『身寄り』問題に特化して取り組んでいる NPO 法人つながる鹿児島の理事長でもある。基調講演では、まず、やどかりが構築を目指している「地域ふくし連携型連帯保証提供事業」についての紹介があった。やどかり単独で、住宅確保要配慮者の連帯保証問題を解決しようとするのではなく、地域の社会福祉協議会、社会福祉法人、介護事業者、障害者福祉サービス事業者、NPO 法人等に「支援者」になってもらい、協働して解決を目指すところに特徴がある。次に、つながる鹿児島の活動について紹介があった。まず、『身寄り』問題とは、家族による支援があることを前提として世の中の多くのシステムが構築されているため、『身寄り』がなく家族による支援を受けられない人が排除されている問題であるという。こうした課題は、単なる社会的孤立の問題とは異なり、連帯保証・医療決定・金銭管理・死後対応といった個別具体的な困難を生じる。つながる鹿児島では、こうした困難を克服するため、支援者のみならず、事業者・当事者もそれぞれの立場から活動している。とくに、当事者団体である「鹿児島ゆくさの会」では、「つながるファイル」の作成をとおして、病気になったとき、死んだときなどのことを互いに託しあったり、SNS のひとつである LINE を用いて、当事者自身

が相互に見守り合う体制を取るなどの取組みを行っている。『身寄り』問題としての取組みであるが、居住支援においても非常に役に立つ取組みであると感じられた。

- 居住支援を支える人材の育み方

東京都台東区の山谷地域で長年ホームレス支援を中心に活動を行ってきた滝脇氏の経験から、居住支援に必要な人材の育成について講義がなされた。

特に、元ホームレスの方で、認知症になりながらも、ふるさとの会や仲間たちの支援により最後まで住み慣れた山谷地域に住み続けることができた事例を通じて、「寄り添う支援」「問題行動を抑えるのではなく、問題行動を活かす支援」「当事者間の支えあいを支える支援」についての紹介がなされた。また、グループ企業である株式会社ふるさとは、不動産事業者として「大家に寄り添う」社会的不動産事業を展開していることが紹介された。居住支援においては、単に入居者の立場に立つだけでなく、不動産事業者の視点をも備えることが、支援の永続性につながるということができるであろう。

➢ パネルディスカッション

沖縄大学福祉文化学科准教授である島村氏をコーディネーターに、基調講演を行った芝田氏、滝脇氏に加えて、地元沖縄で家賃債務保証事業、不動産事業等を行っている株式会社レキオスの事業本部長の下地雅美氏を加えて、パネルディスカッションが行われた。

まずレキオスの取組みが紹介された。住居の確保に困難を抱える方たちのために保証を提供したいという思いから家賃債務保証事業をはじめ、その後、当事者が抱える困難を一つ一つ解決していくために、便利屋「ベンリー」や携帯電話会社まで運営しているという「必要なものは作る」「ないものは作る」姿勢が印象的であった。うるま市、嘉手納町及び浦添市から公営住宅の指定管理を受託しており、なかでも、浦添市においては、「子育て支援住宅」の管理を行っており、単なるハード面の管理のみならず、子育て世帯の自立を支援しているという。

後半のディスカッションでは、島村氏の、明日からでも沖縄の居住支援を実践しようとするような意気込みあふれるコーディネートにより、熱い議論が交わされた。沖縄ではどういう体制が作れるか、どういうところからやっていけそうかなど、具体的な議論が行われた。現状、不動産事業者と福祉関係者とのネットワークは不十分であるとの認識のもと、行政、居住支援協議会、不動産関係者、福祉関係者がそれぞれの立場からネットワークの構築に向けて動き出す必要性が共有された。

⑤ 参加者数、所属等

73 名

行政関係者、不動産事業者、福祉・相談、医療・保健、社会福祉協議会等

⑥　参加者の反応（来場者アンケートより）

・　居住支援と身寄りの問題を取り上げてくれて、福祉以外の方でこんなに働きかけをしている方がいると知ってとても勉強になり、今後の方向性を見出せました。

・　島村氏がコーディネーターとして、いろいろ沖縄ではどういうふうに体制を作れるか、どういうところからやっていけそうかなど、具体的にお話を展開してくれたので興味深かった。

・　居住支援協議会について少しばかり知れた。市町村レベルで運営していくのが理想だが、実際やれるのかを今後協議していきたいと感じる。

・　福祉分野と不動産業界とのつながりがほとんど無いのでつながりを作ろうと思いました。地域包括ケアシステムを進めるためには居住は不可欠なので、共有できる場づくりを考えていきたいと思います。

４　普及啓発活動

1）福井県居住支援協議会のセミナー

居住支援セミナー

～新たな住宅セーフティネット制度と多様な居住支援について～

日時：平成 30 年 11 月 22 日（木）13:00～16:30

場所：ハピリン 3 階ハピリンホール

① 新たな住宅セーフティネット制度について
（国土交通省住宅局安心居住推進課）

② 家賃債務保証制度について（一般財団法人高齢者住宅財団）

③ 居住支援活動の事例紹介

- 高齢者や障害者の居住支援について
  NPO 法人介護賃貸住宅 NPO センター事務局長　安田　豊
- ネットワーク型居住支援で本人も貸主も関係者も少し楽に
  NPO 法人おかやま入居支援センター　理事長　井上　雅雄
- 抱樸が実施する民間連携型居住支援について
  NPO 法人抱樸　常務理事　山田　耕司

福井県居住支援協議会が主催する「居住支援セミナー～新たな住宅セーフティネット制度と多様な居住支援について～」に当法人所属団体である NPO 法人おかやま入居支援センター理事長の井上雅雄氏及び NPO 法人抱樸常務理事の山田耕司氏が招かれ、それぞれ地元での活動の紹介を行った。

これは、福井県居住支援協議会から、当法人に対して連絡があり、同県の居住支援を発展させるための企画を行うため、当法人の所属団体の派遣を要請されたものであり、担当者との協議の結果、上記 2 団体を推薦したものである。セミナーでも触れられていたが、同県の居住支援はまさに緒に就いたところであり、当法人所属団体の派遣により、同県における居住支援に関する普及啓発が大いになされたものと評価できるであろう。

NPO 法人おかやま入居支援センター理事長の井上雅雄氏は、同法人が実践している、ひとりの住宅確保要配慮者を医療、福祉、不動産事業者、NPO 法人等多数の関係者が構成する「居住支援ネットワーク」で支援する体制について紹介を行い、居住支援がひとりでかかえこむものではなく、地域の様々なプレイヤーが協働して行うものであることを強調した。

NPO 法人抱樸常務理事の山田耕司氏は、同法人が実践している広範な居住支援活動全般にわたって紹介を行ったが、なかでも、近年の新たな取組みであるオリコフォレントインシュアとの連携による保証と生活支援の提供の仕組みについて、及び、サブリースによる支援付き住宅の取組みについて紹介を行った。

いずれも、福井県の関係者にとって刺激となる内容であったと思われる。

2）福岡県大牟田市でのシンポジウム
大牟田市における生活・居住支援の新しいカタチ
～地域共生時代の住まいと住まい方を問う～
日時：平成 31 年 1 月 19 日（土）10:30～13:00
場所：イオンモール大牟田 2F イオンホール

① 基調講演　地域共生社会を目指す居住支援のあり方
講師：岡田太造　（一般社団法人居住支援全国ネットワーク理事/
兵庫県立大学客員教授）

② パネルディスカッション
コーディネーター：岡田太造
パネリスト：中尾哲郎（NPO 法人大牟田ライフサポートセンター理事長）
三浦雅善（大牟田市居住支援協議会事務局）
前田佳宏（大牟田市社会福祉協議会生活支援相談室）
幸田精一郎（株式会社大幸商事代表）

NPO 法人大牟田ライフサポートセンター主催のシンポジウムに、当法人理事の岡田太造氏が招かれ、基調講演とパネルディスカッションに登壇した。

居住支援協議会は、都道府県レベルでは全都道府県が設置しているが（47 か所）、市区町村レベルで設置している自治体は 30 か所（平成 31 年 3 月 1 日時点）とわずかである。大牟田市は早い段階から市の居住支援協議会を設置した先駆的な自治体で、NPO 法人大牟田ライフサポートセンターは当法人の設立時からの会員団体でもある。

基調講演では、岡田理事が、当法人の設立に至る経緯や、会員団体の取組みを紹介しながら、居住支援の根本は孤立を防ぐことではないか、またその支援の在り方としては多様な主体が協働する「おみこし型」が望ましいのではないかと提示した。

パネルディスカッションには、居住支援協議会事務局を担う大牟田市の建築・住宅部局の方や、不動産事業者の方も登壇された。福祉の立場から居住支援というと、入居者の生活というソフト面から介入することが多いが、住宅の立場からは、空き家の問題、ごみ屋敷・水漏れ等のハード面から介入することが多くなる。福祉・住宅それぞれの分野の関係者、多様な主体が関わることで、問題を多角的に見ることができる。多様な主体が協働することで、それぞれが得意分野で活躍したり、連携によってスムーズに支援ができたりというメリットもある。

来場者アンケートによると、来場者の所属としては、居住支援法人、行政関係、地域包括支援センター、その他福祉関係などが多かった。自由記述の感想としては「ふだんきけない不動産業者の話がきけてよかった」「いろいろな立場の講師の話がきけてよかった」「今後も連携を図りながら、誰もが安心して住めるまちづくりをしたい」などがあった。

5　意見交換会

1）大阪

①　日時：平成 30 年 6 月 4 日（月）9:45～12:00

②　場所：大阪希望館

③　参加者

大阪希望館

居住支援全国ネットワーク（4 名）

④　地域の取り組み

- 大阪において、2003 年以降、特に 2009 年以降、ホームレス状態から畳にあがる支援を最もしたのは実は不動産業である。以前は、退院の場合のみ、その後、生活保護施設利用者にのみ、居宅での保護を適用していたが、ホームレス生活者にも適用されるように変化した。その後、不動産業者、大家ともに、路上から居宅への移行を積極的に受け入れた。
- 生活保護の範囲で入居できるサービス付き高齢者向け住宅（以下「サ高住」という。）、住宅型有料老人ホーム＋介護事業、訪問診療、訪問看護等々が広がっている。マンション経営が難しくなったところを買い取ってリフォームして、こうした事業に転換しているケースも多い。
- 大阪では、生活保護受給層でも、連帯保証人不要、保証会社と緊急連絡先で入居 OK という地域がある。通りやすい保証会社もある。外国人についても保証人が要らないので入居できる物件がある。精神障害者の方についても、居宅の確保自体は比較的容易である。

⑤　意見交換の要旨

- 過去に、ホームレス生活者からの大量の生保申請が行われたが、その後、生活が破綻することが多かった。ゴミ屋敷の関係で、区の社会福祉協議会（以下「社協」という。）に配置されているコミュニティソーシャルワーカー（北区の場合で 5 人＋スーパーバイザーがいる）が困っている。
- 精神科通院からの退院について、囲い込みが始まっている。サ高住等においても囲い込みの問題がある。
- 金銭管理については、地域福祉権利擁護事業（安心サポート事業）の定員がいっぱいで使えない人がいる。
- 「生活支援」が重要である。大阪では、「居住支援」を意識したことはあまりなく、あくまで生活支援の中の一部、ニーズとしての一部ととらえられてきた。居住支援法人の適正な運営による「生活支援」の質の向上が期待される。
- また、大阪では、オールマイティに全部を一団体でやっている団体が多く、そのため横のつながりが薄い。それぞれが居住支援法人となることで、横のつながりの創出がなされることも期待される。
- 厚生労働省のみならず国土交通省が「地域」を意識しなくてはいけなくなるだろう。「地域」、大家さん・地域の資源との連携が必要。

- 居住支援法人に対する補助は平成 31 年度までだが、平成 32 年以降どうするのか？今年度中にある程度、方向性を示すべきではないか。
- 賃貸借標準契約の変更が必要ではないか。死亡時の問題に対して、サ高住などの一代限りの契約（終身建物賃貸借契約）を使えないか。
- 一定の孤立した方々、孤立しがちな方々に対する支援は今後も必要。

⑥ まとめ

- 「生活支援」の充実が最重要課題である。
- 新たな住宅セーフティネット制度により、「生活支援」の質が向上することや横のつながりが創出されることが期待される。

2）名古屋

① 日時：2018 年 6 月 24 日（日）9:00～12:00

② 場所：ソーネおおぞね会議室

③ 参加者

（株）コミュニティネット、のわみ相談所、トライアゲイン、名古屋市仕事・暮らし自立サポートセンター、居住福祉ネットワーク東海、わっぱの会
居住支援全国ネットワーク（14 名）

④ 地域の取り組み

- わっぱの会は 1971 年設立、障害のある人もない人も一緒に暮らす共同生活の場を名古屋市内に借りて始めた。施設の中に隔離するのではなく、町のなかで、家族と離れて暮らす。町のなかで生活するには働くことが必要ということで、働く場も作った。1984 年に一番最初にパンを作り始めた。障害者が作るパンとしては日本初。
- ソーネおおぞねについては、わっぱの会のいろいろな事業が活かされるようにした。全体を一言でいうのは難しいが「パンとみんなとしげんカフェ」というフレーズをつかっている。名古屋市内で初めての資源回収センター。ソーネショップは普通のコンビニではなく愛知のものを売る場所にしている。6:25 からスクリーンにラジオ体操を上映して地域の人が集まっている。高齢者、外国人、生活保護受給者なども多い地域。ホールは 8 月まで無料開放。外国人の方が子どもの誕生会をしたいとか、練習をしたい、団体の総会をしたい、劇の公演などの利用がある。地域の人たちが元気になれるような場所にしたい。ソーネそうだんという相談スペースもある。周辺 3 つの小学校区の自治会長さんにチラシを渡した。居住支援センターで居住支援法人の業務をする。
- 県の協議会はこれまで機能していたとはいえないだろう。登録住宅が愛知県内にはひとつもない。県から、居住支援協議会には、わっぱの会も関わってほしいと言われている。
- 名古屋市居住支援協議会が今年から始まった。わっぱの会の理事も基幹相談支援センターの関係で委員に出ている。市は居住支援協議会をなかなかやる気がなか

ったが、法律が変わってようやくできた。住まいに困っている人を支援している団体も協議会に入れるべきと働きかけをしている。

- 居住支援法人は名古屋では 7 団体。非営利的な団体が 3 つくらい、株式会社のような組織が 3 つくらい。そんなに大きな団体はない。

⑤ 意見交換の要旨

- 見守りをどうするか？
  名古屋では、配食で安否確認をするのに市が補助する。ごみ出しの手伝いで安否確認をする。障害、高齢の人はヘルパーを使うなどで見守りがあるが、そうでない人たちの安否確認（見守り）をどうするかが課題。わっぱの会で保証人をやるとしても、見守りはここ、金銭管理はここととパッケージにして支援するしかない。
- 金銭管理が問題。
  自団体で金銭管理をするのは難しい。なるべく、支援団体と金銭管理をする人は分けた方がいいのではないか。直接の金銭管理は、利益相反の問題がある。権利擁護事業を使うのも一つの手。だが、身体障害者は権利擁護事業を使えない。成年後見制度はお金があることが前提だが、会員団体の利用者はどちらかというとお金がなく、かつかつのお金をやりくりしている状態。
- 住宅セーフティネット制度の関連では、名古屋市は家賃補助にも取り組んでいる。家族も住める物件などにも取り組んでいきたい。モデル事業になると補助が出るし、いろいろな制度にチャレンジしていきたい。セーフティネット住宅の登録があまり進まないのは、支える仕組みがないからだ。障害者、高齢者、いろいろな人が住めるような環境作りをしていきたい。
- これまでにそれぞれがやっていてうまくやった方法を真似するのもいいが、それだけではなくて、契約書を新しく作るなどのこともやりたい。一代限りの契約（相続されない、死亡によって終了する契約とか、死亡したら居住支援法人に所有権が移る契約とか）なども検討すべき。

⑥ まとめ

- 新しい制度を活用して、新しいことをしていくべき時。
- 見守り、金銭管理等、居住生活支援における課題について、さらなる検討が必要。
- 全国各地の団体が交流し、それぞれの方法を真似し合うとともに、新たな制度にあわせた新たな行動や研究が必要。

3） 東京

① 日時：平成 30 年 8 月 18 日（土）13:00～16:00

② 場所：貸会議室プラザ八重洲北口

③ 参加者
市民福祉団体全国協議会（市民協）、株式会社こたつ生活介護、かながわ外国人すまいサポートセンター（すません）、リトルワンズ
居住支援全国ネットワーク（14 名）

④ 地域の取り組み

- NPO 法人リトルワンズ

・ 母子家庭に特化して貸している。基本的にやっているのは 3 パターン。空き家、空き室、シェアハウス。女性向けシェアハウスをしている会社と連携したり、オーナーからの相談があったり。圧倒的に空き室利用が多い。おととしは 82 家族、去年が 60 家族程度。団地を全部借り切るパターンもある。サブリースするケースもある。

・ 空き家データベースの会社があり、東京都で 8000 件ほどのデータベースを持っていて連携している。また、不動産業者 8 社とも組んで役割分担している。

・ ほぼネットを通じて「家を探してほしい」という相談が来る。2 年契約で、長い人で 3 期 6 年かかわってきた。トラブルは今のところ 5 件くらい。住んでいる人と密にコミュニケーションをとるようにしている。ツールは使い分けている。ショートメッセージ、LINE、メール、SNS。訪問もあるが来てもらう工夫をしている。イベント（親子カフェ等）をしている。

・ 子どもはあっというまに大きくなる。大人の 1 年と子どもの 1 年は違う。母と子両方のケアをするように意識している。

・ 職員は 3 名で回している。役割分担しているからできている。

・ 生活支援費 1,000～3,000 円くらい。不動産屋にコンサル料（仲介料ではない）をもらっている。最近は国土交通省の事業（ガイドブック作成等）を受けさせてもらうことが多い。ひとり親の支援についての包括的なマニュアルを作っている。

・ 東京都で 3 つめの居住支援法人。居住支援をやりたい団体へのレクチャーもしている。地域に特化しないとスムーズにできない。地域の団体にノウハウを渡して、応用してもらうイメージ。

・ 不動産屋さんの誤解が多い。ひとり親は家賃払えないんじゃないか、虐待があるんじゃないか等。日本のお母さんの 8 割は働いているから大丈夫ですと話をする。誤解は行政さんにもある。

・ オーナー向けの説明会をするときは社会貢献と資産運用の話を必ずセットでやる。社会貢献の話だけだと気持ちのある人が来るが、お金も家もない人も来る。資産運用の話だけだと支援に興味がない人も来る。

- NPO 法人かながわ外国人すまいサポートセンター（すまセン）

・ 1998 年、神奈川県が多文化共生社会の実現を目指し外国籍県民かながわ会議を発足させた。外国籍住民から出された意見を県知事に提言する会議。第 1 期会議である委員から「外国人だという理由で部屋を借りることができない。外国人の入居問題について話し合いたい」との意見が出され議題として取り上げることになった。

・ 会議内で話し合っているだけでは先が見えないので会議から提案し行政の県内住宅担当、不動産業界団体、国際交流団体、当事者を交え話し合いの場を持つことになった。最初は不動産屋と外国人の立場の違いもあり意見がかなり食い違った。

不動産屋の中に入る前に「だめだめ、ないない」と言われた経験、見た目では外国人だとは分からない在日の人が入居手続きを進めるに当たり契約の段になり日本人ではないと分かると断られるなどの実例が出された。また、ある不動産業者から「同じ部屋を日本人と外国人が借りたいと言ったら日本人に貸す、なぜならめんどうだから」との話まで出た。それぞれの立場からさまざまな意見が出され議論し合い、2001 年 3 月に「すまセン」発足に至った。

- 実際活動を始めてみると住まいの支援のみならず、住宅売買、違法建築、DV、いじめ、教育、本国からの家族呼び寄せ、在留資格、労働問題など生活する上で起こり得るすべてのことについて相談が持ち込まれた。その上、言葉や生活習慣という外国人特有の事情が重なる。
- 外国人への支援を通し日本人困窮者に対する問題解決のノウハウも育った。当事者の気持ちに寄り添うことを大事にしている。
- できるだけ母語で対応するために、5 言語から、助成を得てネパール、ベトナム、タイ、タガログの 4 言語のスタッフ育成を始めた。
- 宅建協会と全日不動産協会から理事、監事を出していただいている。困難ケースが持ち込まれるとすぐに対応する体制がある。家賃滞納、更新手続き、保証人や保証会社についてなど。他の団体にはない強みだと思う。
- 行政とのかかわりは神奈川県国際交流課とのかかわりが強い。人権、子ども、困窮者支援、住宅関係の部署などとの連携もある。
- 活動の目的は外国人の人権と生活を守ること。外国人とは「いつか帰る人」と思われているが、「住民」として捉えることが大事。その権利を享受することができないのであれば支えが必要。日本国籍であるが外国で生まれたり生活してきた人も外国人として支援するニーズがある。
- 公営住宅の申込み書類の多言語版がないので、公営住宅申し込み時期にはすまセンに人が列をなす。
- 昨年度の相談件数はのべ 1,300 件。

⑤ 意見交換の要旨

● 株式会社こたつ生活介護

- 蕎麦屋を使ったデイサービス・生活介護を中心に在宅支援を行っている。
- 建設、不動産などに従事し地元では自治会の会長などをしてきた人間と介護事業者が協働している。行政、社協、地域包括支援センターなどから、家を探しにくい人の相談がかなり来た。そういう方には生活困窮者が多いことがわかった。ひとつひとつこれも経験と思いながら、勉強会に参加させてもらいながら、居住支援とはなんぞやというのを勉強して、その実地として目の前にいらっしゃる高齢者にかかわっていきたいと思っている。
- 件数としてはまだまだ少ない。不動産に関わっていたので知っている不動産屋を回って、こういう方なんだけど部屋はないかと頼んでみているが、高齢者だとなかなか知り合いでも貸してくれない。

- 市民福祉団体全国協議会（市民協）
・ 団体としてはできて 20 年くらいの全国組織。全国の福祉系 NPO の最も大きな団体。助け合い支援 1,400 団体。市民協自体は中間支援団体として、研修、情報提供などを行っている。居住支援モデル事業では、11 団体の手があがっている。
・ 東京都の地域居住支援モデル事業では共同リビングを置いて、住み替えをした人が来れるようにしている。引きこもり支援をしている相談員がいるので、引きこもりの対象者が多い。高齢者もいる。コミュニティカフェを住民主体でやっているような小さな団体がたくさんある。入居が決まった人のところにカフェのメンバーがアウトリーチをかける。見守りというと配食がよくあるが、「一緒に食べてほしい」というニーズがある。食事をともにするというのはかなり信頼関係を作ることがわかっているので、食事を持って行って一緒に食べるという試みをしている。入居して 1 週間でごみ屋敷になった部屋でも、地域のおばさんが 2 人組で行って片づけるとかなり進む。だんだん（物がなく通れる）道幅が広がる。
・ ほぼ案件は地域包括支援センターからくる。住宅課からはなかなか案件はこない。不動産屋のネットワークと今後はやっていければいいなと思っている。

⑥ まとめ

- 住宅確保要配慮者全般を対象とする居住支援、ひとり親世帯、外国人、要介護高齢者等対象を特化した居住支援、それぞれに必要で、相互の交流により、居住支援の質を高めていく必要がある。

4） 札幌

① 日時：平成 30 年 9 月 28 日（金）13:00～15:00

② 場所：市民活動プラザ星園

③ 参加者

国土交通省、北海道建設部住宅局建築指導課、北海道保健福祉部福祉局地域福祉課、札幌市保健福祉局保護自立支援課、札幌市ホームレス相談支援センターJOIN、ユニオンブライト、株式会社 JDC、コミュニティワーク研究実践センター、あんしん住まいサッポロ、シニア賃貸住宅サポートセンター札幌、北海道生活支援センター、（株）ラポール、ほっとらんど、ホームネット株式会社、北海道総合研究調査会

居住支援全国ネットワーク（8 名）

④ 地域の取り組み

- 北海道住宅局
・ 全道の居住支援協議会の事務局をしている。全道的な活動を検討していたが、今後はそれぞれの地域に密着したかたちでの取り組みも力をいれていきたい。
・ セーフティネット住宅の登録戸数について：大家さんに対する制度の周知や、登録の簡素化、手数料の無償化など登録しやすいような環境づくりをしている。
・ 網走市での空き住戸を活用した子育て世帯に対する改修費の補助や家賃の支援の

取組み紹介。

- 今後それぞれの地域の住宅事情に応じて、セーフティネット住宅の登録の支援などを行っていきたい。
- 居住支援法人は8団体が指定されている。今後は意見交換をして進めていきたい。

● 北海道庁地域福祉課

- 北海道居住支援協議会には保健福祉局からは5課、高齢・障害・児童・施設運営指導課・地域福祉課が参加している。地域福祉課では生活困窮者自立支援も担当している。
- 北海道においては、生活困窮者自立支援法に基づき各市に相談課がある。そこで住宅確保要配慮者にあたる人の相談をうけつけている。
- 住宅セーフティネット制度の福祉部門への認識を深めるための制度の周知に力を入れている。
- 効果的に取り組みを広げていくには、登録住宅の数が増えていくことと全道に広がることが重要である。

● 札幌市保健福祉局自立支援課

- 札幌市では住宅セーフティネットについては住宅課が所管であるが、北海道胆振地震への対応のため今回は欠席。
- 生活困窮者支援法に基づく支援としては、住宅の確保・支援に関してはJOINが担当して相談のとりまとめをおこなう基幹センターの役割を担い、宿泊施設れおんの運営もお願いしている。
- シェルターという役割と同時に自立支援の事業所という役割も持ち、入居している間に支援計画を策定して支援している。
- 就労支援センターSTEPを設置している。JOINとSTEPの違いは、家がある人かない人か。STEPでは家を失う前に何らかの手立てをたてるのが役割。生活困窮者自立支援法の関係でいえば住宅確保給付金の窓口にもなっている

● あんしん住まいサッポロ

- 高齢者の札幌市民が仲間づくり、生きがいづくりでたちあがったシーズネットを母体に高齢者の住まいについて考えてみたいという活動から大きく発展した。10年近く活動している。
- 市民のためにおこなっていることから、札幌市と協定を結び、若干の補助金をいただき、一般市民の有償ボランティアで対応している。
- 年間の相談件数は1,000件を超え幅広い相談を受けている。
- 近郊には高齢者向けの住宅が500件あり、手分けをして訪問して、情報をもらいながら情報誌を作成している。
- 市民セミナーや見学会もおこなっているが、相談活動がメイン。情報誌やホームページでも情報を提供している。
- 課題としては、市民の有償ボランティアによる活動であるため、見守りサービスや保証人になってほしいというニーズには対応しづらいこと。できる範囲で、関

連した事業者とゆるやかな連携をとっている。

- シニア賃貸住宅サポートセンター札幌
  - 私たちは不動産業者。宅建協会の役員であり宅建協会でこの事業をしようかと思ったが公益社団法人の壁があり、別に組織を作った。
  - いまの賃貸借契約は高齢者の方が利用しにくいものになっている。高齢者の方が認知症になったときは？亡くなったときはどうする？と書いていない。死後事務委任契約などをオプションで創っていかないといけない。
  - 高齢者が亡くなると、身内がない場合、生活保護の人は札幌市の方が対応してくれる。しかし、そうでなければ行旅死亡人の扱いになるのは問題ではないか。
  - 子どもがいたけれども、相続を放棄したため大家さんが裁判をして残置物を処分するのに時間がかかり、次に部屋を貸すまでに時間がかかったケースがあった。
  - 自社でもっている物件に入居していただいた DV 被害を受ける高齢者のケースで、意外と連携がなかった。中学校を核とした連携・見守り制度など、関係した人たちと動く、連動するような早急な手当てが必要ではないかと考えている。
- 北海道困窮者支援センター
  - 居住支援法人は株式会社 JDC でやっていて、希望寮という団体があり、ここでホームレス支援や困窮者支援が活かせるかなと思っている。
  - 生活支援に関してはノウハウがある。
  - セーフティネット住宅が 7 軒と少なく利用者のニーズや地域性に対応できない。そこが整備されればもっと動けるのではないか。
  - 現状、補助金とともに 1 か月 5,000 円の利用料で見守り・緊急時の対応をしている。再来年度、補助がなくてもそれぐらいで体制が作れないかなと思っている。
- ラポール　支援紹介センター
  - これまでリハビリ特化型デイサービスを運営していた。
  - 居住支援法人となって、管理会社・オーナーと連携して、初期費用の優遇をおこなうという活動をおこなっている。
  - 2,000 室の承諾をうけて既に入居後の見守りサポートをしている。オーナー、家族にレポートを提出する予定で、この活動により高齢者の詳細なデータが明らかになるのではないか。
  - 仲介業店にも簡易的な相談窓口として機能してもらうためにヒアリングデータを提供している。
- NPO 法人ほっとらんど
  - 北広島市で活動をおこなっている。20 代から 70 代までが利用している。いろんな方がいる。
  - 車中生活の高齢者のケース、いちばん若い方のケース、うつ病を患うケースなどの紹介。
  - 市や介護事業所と連携、病院・訪問看護師、市役所・入居者との協力を得ながら、療養している方々など継続的に支援を実施している。

・ 課題は人手である。見守り・生活相談にどうしても人手がたらない。団体の資金力では相談員を雇えない。ボランティアの方の協力も検討している。

● NPO 法人コミュニティワーク研究実践センター

・ 札幌市と空知地域での居住支援の活動をしている。

・ 札幌市では住居に困った人の相談や不動産業者への紹介。

・ JOIN の宿泊施設れおん分室の運営をしている。

・ 支援付き住宅と呼ぶサブリース物件の三栄荘の取組の紹介。元学生寮だった。近くに住んでいる人が食事にやってくる共同リビングとしても活用し、三栄荘を中心につながりづくりをしている。

・ 月形町の樺月荘の取り組みを紹介。空知地方で困窮者支援相談の 1 割は住居のことで相談に来るのでその際に居住支援法人と連携して家探しを手伝いすることを目指している。

・ 小規模の自治体では､居住支援所管課が定まっていないこともあり苦労している。また、札幌市などは保証人なしで入れる場所があるが、地方都市ではそうした物件が少なく､緊急連絡人を 2 人たてないと貸せないと言われるなど苦労している。

・ 退院促進事業と連携していて、不動産会社や役所と意見交換会の開催も予定している。

● ホームネット株式会社

・ 主に高齢者向けのサポートをおこなっている。見守りが中心で、21 の都道府県に居住支援法人として指定してもらい、連携をとる方式である。

・ 福岡の宅建協会との連携の事例を紹介。週 2 回安否確認にもとづき、不慮の事故が起こった場合のお見舞金を渡すという方式で各地の宅建協会と連携をとっている。一番のポイントは、見守りに付帯して、原状回復費用を 100 万円まで支給すること。お金を負担した家主に提供することを、月額 1,500 円でやっている。100 件まで届いていないが、好評なのではないかと考えている。

・ 生活保護を受給していると自治体が支援を担うという手立てがあるが、そうでない人の方が多いので広く活用してもらえれば。色合いが違うが承知おきしてもらえればありがたい。

● ユニオンブライト

・ 保証会社の審査が通らなくても、緊急連絡人がなくても、OK の物件を 200 件ほど紹介できている実績がある。単純にいえばオーナーさんにリスクを背負ってもらっている。生活保護の方がほとんどだが、毎月代理納付で送金していただき、不慮の事故に関して含みおいて貸していただいている。

・ 見守りをしていただける団体が増えていることも不動産業者に広めていきたい。

⑤ 意見交換の要旨

● 岡山

・ 当法人で話している問題と共通している。登録住宅に関して、インセンティブが弱い。契約に関しては、新たな契約のひな型が必要ではという話もある。死後事

務に関しても、当法人で検討を始めており、いろんなやり方があるので研究したい。

- 連携は本当に課題。岡山でも、各地域で居住支援活動をおこなっている団体の、外国人、高齢者、障害者など分野の間をうめていきたい。どんな相談が来てもつながりを持とうとしている。一緒に活動していかないと隙間はうまらない。
- 小規模自治体の問題はどこも同じ。相談するというより、居住支援法人側から自治体へお知らせする。岡山では昨年から県内の自治体に対して、居住支援活動についてお知らせしている段階である。

● 仙台

- 居住支援法人として指定を受け、県内の市町村の福祉部局と住宅部局に対して同時にお話をしている。自治体によって様々で、住宅部局、福祉部局との連携があるところ、ないところがある。住宅セーフティネット制度が始まっていることは認識しているが、各部署がどのように機能するのかなどが明確になっていない様子である。

● 高知

- 都市部に特化し、入居支援をしている。市社協などとの連携は生まれ始めているが、個別ケースの部分までいけていない。
- 支援団体はどの団体も苦しい。NPO の代表が個人で身銭を切っている状態もある。できれば補助金を 2 年、3 年もらえる制度があればいいのだが。
- 登録住宅に関しては高知県は意欲があるが、町村にいくと、ピンときていないように思う。支援も（県庁所在地の）高知市に集中していく。個人情報保護でなかなか情報がやりとりできないのも厳しい。担当者によってもやり方が異なることもある。

● 東京

- 東京は地価が高い。オリンピックで過熱している。台東区では生活保護の住宅扶助の上限の 53,700 円ではなかなか風呂付物件はでてこない。必然的に老朽住宅になってしまう。
- グループで株式会社をつくって保証会社をしてきた。いまでも 436 名の保証をしている。ずっと赤字で、なるべく増やしたくないが、やる中で家主さんとの付き合いができてきた。宅建業者になり、家主さんの困りごとにも寄り添いながら、アパート経営の支援と住まいの支援をしている。
- セーフティネット住宅の改修費の補助については、株式会社が家主に向けて情報提供している。住宅はお金がかかるので、成果が出るまでにはある程度時間がかかるのではないか。
- 独居の利用者が 700 名ほどいるが、高齢化に伴い要介護や認知症の人が増え、全体として重度化している。こうした利用者の生活支援の費用をどう賄っていくかの問題がある。助成金の活用という方法もあるが、ずっとできるわけでもない。地域包括支援センターなどと連携して、地域のサービスにつなげられるものはな

るべく移行しているが、特に居住に関わるサポートは継続せざるを得ない。

- 福岡

・ もともとホームレスの自立支援をしてきた。これまでに自立した 1,200 人のアフターケアをしている。そのうち 8 割ぐらいが独居。安否確認、金銭管理などもしている方が 200 人強。もともとお金がない方々なので、利用料をそう多く取れず財源確保が課題。打開策として 2 つ取り組んでいる。①オリコフォレントインシュアとの連携。保証はオリコ、支援は抱樸というスタイルを月 2,160 円の利用料でやっている。②昨年の中村荘火災事故をうけ、自前でちゃんとした物件でサブリースをする取り組みをしている。

・ （補助金がなくなる）再来年の課題はずばりお金、人件費の確保。サブリースや、オーナーからも利用者からも費用を負担してもらう仕組みができないか。グループホームなど既存の制度も活用しつつ、新たな居住の取り組みをしたい。

- 大牟田

・ 大牟田ライフサポートセンターは保証人事業が中心。必ず支援者がいることが前提で、支援者に伴走してもらって、その見守りの中で保証をしていく。支援者の人をどうつなげていくかを考えている。

・ 今年から、不動産仲介業者、建築士、市役所の建築関係の方、相談事業所など、15 名ほどで月 1 回事例の連携の検討をおこなっている。常に情報交換できる場を提供している。

・ 補助金が切れると財政が厳しい。いま保証人に入っている方が 30 人、ほとんど市営住宅の方だが、この方々への支援が切れないようにどうするかが今後の課題。他、不動産業者との連携を密にするために、事務局が一軒一軒訪問し、提携の協力業者として登録してもらえるように、協力を呼びかけている。

⑥ まとめ

- 居住支援や新たな住宅セーフティネット制度は、まだ始まったばかり。これから普及させ活用できる枠組みにしていくための努力が求められる。
- 居住支援に活用できる登録住宅を増やすことはとても大切である。そのために、登録の手間をできるだけ手間を減らすことや、制度の周知が必要である。
- 入居者の判断能力が衰えたり亡くなったりすると、現状、住まいを貸す側の負担が重いので、高齢者が敬遠されがちである。賃貸借契約の新たなひな型や、死後事務のやり方を検討する必要がある。
- 居住支援の費用は、利用者からは徴収しにくい。補助金等を活用したり、既存制度を活用したり、住まいを貸す側にも負担してもらうなどの工夫が考えられる。

5） 熊本

① 日時：平成 30 年 11 月 9 日（金）13:00～14:30

② 場所：熊本市社会福祉協議会

③ 参加者

熊本市建築政策課、日本賃貸住宅管理協会熊本支部、熊本県宅地建物取引業協会、全国賃貸住宅経営者協会連合会、熊本市国際交流振興事業団、熊本市社会福祉協議会、グリーンコープ、自立応援団、肥後自活団、夢ネットはちどり、熊本市居住支援協議会、熊本県内居住支援法人

居住支援全国ネットワーク（21 名）

④ 地域の取り組み

● 熊本市居住支援協議会

・ 8 年前、熊本市建築政策課において①高齢者向け住宅制度に関してのトラブル、②単身高齢者と子育て世代の住宅事情のミスマッチの問題があり、これらを解決するために平成 22 年「チャレンジ協働事業」で市民活動団体から事業提案を求め、NPO 法人自立応援団からの提案を採択した。福祉関係、不動産関係の方を集めてワークショップをした結果、市居住支援協議会をたちあげようと平成 22 年 11 月に設立準備会を組成、平成 23 年 7 月に設立にいたった。

・ 取り組みの基本は情報交換である。活動は①情報提供事業、②相談窓口事業、③入居支援事業。②の相談会は平成 22 年度からしているが、平成 28 年の熊本地震で相談件数が 300 件以上に跳ね上がった。

・ 今後の課題は、予算。居住支援協議会の予算は主に国からの直接補助に依存している状態なので、なくなった場合にどうするかが課題。

・ 熊本県では居住支援法人がいまのところ 9 団体ある。熊本市居住支援協議会の構成メンバーとしては、不動産関係団体は 4 団体、居住支援団体は 12 団体、熊本市では市町村の住宅、福祉といった各部局が参加している、このような形が 5～6 年前からはじまっていた。最初は総論賛成、各論反対だった。福祉と不動産関係者との間に距離感があったが、ひとつひとつ実績を積みながら進めていった。

・ 居住支援協議会と居住支援法人の役割分担が課題。居住支援法人は地域課題を共有する組織であり、問題を割り振りするパイプ役である。居住支援法人がすべてをできるわけではないから、高齢者の問題は高齢者の専門家がはいらないといけないし、他の不動産関係団体との調整役が居住支援協議会に求められている。

・ 居住支援の中で一番できていないのは入居支援、なかでも保証人問題が一番大きかった。2 年間ぐらいは喧々諤々で検討し、結果、熊本市社協が住宅確保要配慮者支援事業に取り組むことになった。

● 熊本市社会福祉協議会

・ 住宅確保要配慮者支援事業は、平成 29 年度はモデル事業として 9 人でスタートした。現在までの相談実績は 850 件、実際の契約者は 32 人。今年の目標は 30 人だったが、もう 23～24 人に達しており、非常に反響の大きい事業である。

・ この事業は、①住まいの確保と住まい方は一体、②保証人問題の解決策の制度化、③住み替えした地域での関係づくりの支援の 3 つのコンセプトでスタートした。

・ 住宅確保要配慮者支援事業は入居前支援から退去後までやっていくというセット

事業。家賃保証、亡くなった後の対応がでてくる。ここをどうするのか企画会議で議論し、その際に不動産事業者側から「保険をつくっては」と提案され、2 社に家賃債務と損害保険の保険を作成してもらった。

- 社協が緊急連絡先となると、不動産業者からすれば入居後の緊急時のかけつけなどとにかくすべてを社協が担うと思われているが、社協としてどこまでできるのか検討している。まず、緊急時の連絡先は必ず社協がなる。しかし、生活支援全般については、社協はしない。社協は大窓口でコーディネーターにはなるが直接プレイヤーにはならないということをはっきり言っている。（ただし、金銭管理、支払い代行などは社協もやっているので、その場合は別である。）残置物、遺品、納骨、仕事の手続きは社協がする。ただ、費用がかかる場合は損害保険の範囲でやる。
- 住宅確保要配慮者支援事業の契約者は男性が 7 割、契約者の平均年齢は 57 歳（最年少 24 歳～最高齢 78 歳）。高齢者が多いわけではない。間取りは 1K～2K。家賃は 28,000～38,000 円。単身者が 9 割。利用者で圧倒的に多いのは障害者・高齢者ではなく生活保護受給者。
- 協力してもらう不動産屋は 24 社。いま、まちの不動産屋さんからの相談が増えている。これまで居住支援協議会に参加し、不動産関係者とのつながりがあり、セミナーで宣伝してきた結果と理解している。
- 最終的には制度化を目指している。全部の自治体にやってほしいと思っているので、汎用モデルということで相談から契約までの手続きを軽易なマニュアル化をはかっている。

⑤ 意見交換の要旨

● 住宅確保要配慮者支援事業の契約にいたらない人々について

すぐ退去しないといけないわけではない場合も多い。相談を受けて断るケースはほぼない。緊急時の駆けつけはできないと言っている。勤務時間をひとつの目安にしている。

● 住宅確保要配慮者支援事業における駆けつけや見守りについて

この事業では駆けつけはしない。生活を包括的に支援するにあたり、一法人でなにもかもはできない。見守りは、見守りができるような地域をつくっていくことが必要。

住宅確保要配慮者支援事業は 1 期 2 年。更新の時に生活状況がどうなっているのか、QOL などを生活での不便さなどを見なおしながらやっていく。

● 不動産関係者の率直な感想について

不動産関係の会においても、いろんな考えの方がいるのでまとまるのは難しい。みなさんなんでも前向きには思っている。しかし、オーナーとの関係があるので簡単にはできない、そこを協会がどう考えるのかは難しい。できません・できますという単純なものではない。

● 社会福祉士による居住支援の可能性と課題

社会福祉士として居住支援をはじめたきっかけは 2 つある。ひとつは成年後見人をしていたこと。そしてもうひとつは社協で日常生活自立支援事業の専門相談員をやっていたこと。この事業をしていると孤立無援の問題が見えてくる。これはシステム化していかないといけないな、と思って法人をつくったが、本来、市の社会福祉協議会や社会福祉士会で取り組むべきことだ。いま個人で 100 人以上を支援しているが、自分が引退することになったときに引き継ぎ先がないのが課題である。

⑥ まとめ

● 熊本市社会福祉協議会

全国の社会福祉協議会で居住支援に正面から取り組んでいるところはほとんどない。だからこそ、熊本市社協の取組が先鞭になればよいと思っている。地域包括ケアの中にも住まいの問題は避けては通れないし、ともかく制度化が必要だ。

連帯保証の問題のなかで死後事務の部分が大きい。これは法律的に難しい部分がある。弁護士・司法書士で・行政書士への再委託など、必要最低限の死後事務ができればと思っている。

● 居住支援全国ネットワーク

当法人でも連帯保証人が必要のない社会や連帯保証に代わる仕組みの制度化が必要だと考えている。今後も連携していきたいと思う。

6） 福井

① 日時：平成 30 年 11 月 23 日（金）9:30～12:00

② 場所：福井市地域交流プラザ

③ 参加者

福井市地域包括ケア推進課、福井市住宅政策課、福井県居住支援協議会

あんしんむらグループ、ケア・フレンズ、まちかど保健室 you、あいぜん訪問介護センター、三玄

居住支援全国ネットワーク（4 名）

④ 地域の取り組み

● 株式会社ケア・フレンズ

・ 小規模多機能、訪問介護、訪問看護、まちかどカフェ、居宅介護支援事業所、給食センター等、介護事業、障害福祉サービスを幅広くやっている。

・ 介護会社として、不動産関係に対して付加サービスを提供することで、拒まない住宅を作っていきたい。

● NPO 法人まちかど保健室 you

・ 「地域」「住民」を中心に、また主体にして、行政や大学の協力を得ながら、地域に相談の拠点を作っていきたい。

・ 地域活性化事業

・ 子育て支援事業

・ 認知症カフェ事業
・ 居住支援法人
・ 居住に困っている人は多くが複合困難を抱えている。地域を作っていかないと、居住支援だけではうまくいかない。福祉、住宅、地域の循環だと思う。「福井大家塾」に参加して、大家さんの理解を進めている。
● 有限会社あいぜん訪問介護センター
・ 介護タクシー、民間救急等、地域にない資源をいち早く作ってきた。
・ 不動産屋と話ができて、相互に「知らない」ことが分かった。これから、連携ができるようになったらと思う。
・ 特定空き家という言葉を聞き、その後、遺品整理という言葉を聞き、「介護整理」という概念を導入した。介護関係で遺品整理を取ったのは自分が初めてとのことで注目されている。
● 株式会社三玄
・ サ高住がメイン
・ 高齢者からの居住の相談、問い合わせが非常に多いが、当社の施設は、余力がある方向けで、対象にならない方については相談で終わってしまっていたため居住支援が必要と考えた。
・ 家族から、とりあえず入れてほしい、という相談に対し「体験入居」というかたちで入ってもらい次の施設を探している。
・ これからの取組みなので、サ高住の団体とも連携したい。
● 有限会社あんしん村グループ
・ 平成 18 年から有料老人ホームを運営。
・ 介護度が付かないと施設に入らない、入れない。介護度が付かない方に対する支援、見込み客づくり、地域づくりを考えている。
・ 地域の土地オーナーに高齢者向けのマンションをつくってもらった。老人ホームではないけども、見守り、認知症カフェへの参加、老人ホームの行事への参加など「一人暮らしだけどひとりじゃない生活」を提供している。
・ おとな食堂も開設。
・ バイタルリンク（個人の血圧、体温等のバイタルチェック情報をクラウド上に保存して関係者が共有できる仕組み）の利用も地域で進めている。
・ 次年度、居住支援法人指定を申請予定。
⑤ 意見交換の要旨
● 福井では、介護事業者の皆さんが要介護でない方の支援に乗り出している、そこに居住支援法人が生まれている。これは福井オリジナルの動きである。
● 各市町村を回って居住支援について説いて回っている。福祉と住宅の連携について、住宅の方に相談に来た福祉が必要な人を福祉につなげない、福祉に相談に来た住宅が必要な人を住宅につなげないといった状況も見られ課題だと感じている。
● 居住支援法人が見守りをすることについて、縄張りではないが、民生委員等とコ

ンフリクトは起きないか？
→あまり起きていない。民生委員の活動は高齢者に偏りがち。中高年の生活困窮者には行きわたっていない。

- 家のごみの廃棄について、実は、一般廃棄物処理の許可を持っていないと違法になる。居住支援法人の場合は認めるとかならないものか？
→重要な問題だ。法律・条例等含めて情報共有を図っていきたい。

7） 船橋

① 日時：平成 30 年 11 月 27 日（火）15:30～17:00

② 場所：船橋商工会議所

③ 参加者

株式会社あんど、船橋市保健と福祉の総合相談窓口さーくる、ふらっと船橋、山盛、ワーカーズコープちば、honeybee、コスモス成年後見サポートセンター千葉県支部、東京大学市民後見研究推進プロジェクト、グループホームあんしん苑、人満、相談支援事業所ノイ、オフタイムハウスれもんぐらす、小児救急看護認定看護師、社会福祉士/弁護士

居住支援全国ネットワーク（5 名）

④ 地域の取り組み

- 株式会社あんどは、株式会社山盛（不動産関連業）取締役・西澤希和子氏と株式会社ふくしねっと工房（障害福祉サービス業）代表取締役・友野剛行氏が中心におこなっていた障害者等の入居支援のための合同研究活動を母体として、設立された。
- 生活サポート付き住宅の確保

　生活サポート付き住居は、賃貸物件のうち、高齢者、障害者等の住宅確保要配慮者の方々への賃貸借契約が可能となっているものとして登録している物件である。物件の貸主や不動産管理会社、入居者がみんな＜あんしん＞できるものとなっている。相談を受けた入居希望の方には、登録物件の中から住みたい場所を選んでもらっている。

- 金銭管理等の権利擁護事業

　株式会社あんどが利用者本人と委任契約を締結し、日常的な金銭管理や、いざという時の死後事務委任や家財整理・家財処分等を行う。この契約内容は、利用者本人の得意不得意を踏まえて、将来起こりうる様々な生活上のリスクについて利用者本人及びその支援者の方と株式会社あんどとの間で項目一つ一つを精査し、契約を結んでいる。成年後見人制度のうち任意後見人の制度を積極的に利用し、任意後見人(市民後見人)と利用者から委任契約をした株式会社あんどで、利用者本人の権利擁護及びリスク対応をおこなっている。

- 生活サポート事業

　株式会社あんどは、利用者の日常生活を支えるため、委任契約を受けた金銭管

理の他に、日常生活の様々な相談や支援、見守り等生活サポートを実施している。家族、親族、相談機関等から支援の依頼を受けると、まず、利用者本人と面接を行い、抱えている問題の整理や、利用者の判断能力やサービスの受け入れの可否等を確認する。その上で、支援者との間でケース会議を行い具体的な援助方針やサポート内容の検討を行う。利用者の状況に応じて、後見制度の利用、生活サポート契約、賃貸借保証契約、金銭管理等援助サービス契約を行った上で、株式会社あんどや関連事業者からの様々なサービスを利用してもらう。また、利用者の判断能力の有無や金銭管理を含む生活サポートが適切に行われていることを確認するために、「生活サポート事業運営審査会」が設けられ、第三者の立場から承認、勧告、助言、判定を行うこととしている。

- 支援ネットワーク

株式会社あんどの居住支援は、様々な支援者の協力を得ながら実施している。今回のヒアリング調査では、「株式会社あんど」の居住支援の取組みを支える関係者に集まっていただいた。それぞれの支援活動のうち、特徴的な事項をあげると次のとおりである。

・ 宅建業者が社員寮の一部をシェルターとして提供している。事業者の役員が保護司をしていることもあり、矯正施設から退所したが住居が確保されていないケースについて、社員寮を緊急にシェルターとして提供してもらっている。
・ 金銭管理に失敗し、生活費に困っている利用者に対して、フードバンクから食料提供を受けている。
・ 日中の居場所づくりを目指している事業がある。障害者就労継続支援 A 型事業やヘルパーの派遣事業を運営しているが、それ以外にも働く場所や日中の居場所づくりをしている。また、夜に一人になると寂しがり、精神的に不安定になる利用者がいることから、夕食の提供をおこなっている。
・ 宅建業者が、障害者の住宅確保に取組んでいる。空き家を買い取ってグループホームとして活用したり、身体障害者が利用できるアパートが少ないことから国土交通省の補助金を活用して身体障害者向けにアパートの改修をおこなったりしている。また、障害者が相続人となった場合に、後見人とも協力しながら、相続不動産の売買にも取組んでいる。
・ 社会福祉協議会がおこなっている日常生活自立支援事業について、民間版の事業実施の実証研究事業を、株式会社あんどと東京大学の「地域後見推進プロジェクトチームと協力して実施している。前述の「生活サポート事業」に第三者である審査委員会として参画している。
・ 家賃保証の老舗である株式会社全保連にも株式会社あんどは出資してもらっている。全保連からは家賃保証のバックアップを受けている。

8） 大牟田

① 日時：平成 31 年 1 月 18 日（金）15:00～16:00

② 場所：大牟田市社会福祉協議会

③ 参加者

大牟田市居住支援協議会・大牟田市成年後見センター・大牟田市地域公益活動協議会・大牟田市社会福祉協議会・大牟田ライフサポートセンター
居住支援全国ネットワーク（15 名）

④ 地域の取り組み

● 大牟田市居住支援協議会（若松久美子氏）

・ 居住支援協議会は立ち上げる前年度に関係機関と意見交換会をし、平成 25 年 6 月に設置。当時、人口 10 万人規模では最初の居住支援協議会であった。

・ 居住支援協議会の主な事業としては、「住まいに関する相談対応（入居希望者、空き家所有者）、提供を受けた空き家を紹介する「入居支援の実施」、「情報発信（協議会の活動をホームページ、フェイスブックで紹介）」、「調査研究・モデル事業の実施」としている。

・ 平成 26 年度以降、居住支援協議会には相当数の相談が寄せられ、そのうち、これまでに 20 件が支援実績となっている。そのうちの 1 件は、大牟田ライフサポートセンター（以下、「大牟田 LSC」という。）がシェルターとして活用している。ケースには、高齢者、高齢夫婦、母子世帯が多くなっている。特に、母子世帯の場合は離婚希望者が多く、市営住宅を申込むが、離婚が成立していないと入居できずに断念するケースも多い。7～8 組は当初の住まいに住んでいる。その他のケースは状況が変わるなどして住み替えをしている（高齢夫婦の施設入所など）。

・ 空き家情報の収集については、相談会を年 3 回開催している。司法書士、不動産事業者、建築の専門家（行政）、福祉の事業者などが対応していて、毎回 1～2 件は空き家提供に至る相談となっている。昨年からリピーターの相談が多くなっており、過去の来場者に相談会の案内を送ると 2 回、3 回と来るケースがある。1 回で決めきれなくて、時間が経つと気持ちが変わったりするケースも多い。

・ 情報発信（協議会の活動をホームページ、フェイスブックで紹介）については、「住みよかネット」はオープンなので住宅確保要配慮者以外の相談もある。特に、2016（平成 26）年の熊本地震の関係で、被災者の相談が増加した。また、火災の被災者や、老朽化で退去を求められ持家を退去せざるを得ないケースなどの相談もあった。住まいの相談ということで、「住みよかネット」や他支援機関からの紹介で相談に来るものの、住宅以外の問題・課題を抱えている事例が多くなっている。

・ 「調査研究」については、平成 28 年度「要配慮者の実態把握調査」を行った。住宅確保要配慮者というと高齢者が多いと思っていたが、実際に調査してみると 30 代女性が一番相談が多かった。特に、単身者が多くなっていた。平成 29 年度は、全国の居住支援協議会の「活動実態調査」を実施した。調査に当たっては、

有明高等専門学校と連携し、先生や学生などに調査を依頼した。
【質問】「住みよかネット」に登録する条件はあるのか。
→特に、登録のための条件はない。
【質問】空き家は安く借りられるか。
→家の維持費程度・敷金・礼金なし（家にかかる実費相当分）で貸してもらっている。

● 大牟田市成年後見センター（竹本安伸氏）

平成 21 年から準備をし、平成 26 年 4 月大牟田市成年後見センターを設置した。成年後見センターは司法書士がセンター長となり、週 3 日（月・水・金の午後）出勤している。

大牟田市は年 1,000 人程度人口が減っており、現在、高齢化率は 35.9%で全国の 10 年先を行っている状況にある。成年後見センターでは「成年後見活用講座」を開設し、多くの市民が参加している。

また、金銭管理については、支援者として大牟田 LSC の支援ネットワークや成年後見事務連絡会（家庭裁判所との連絡会）に参加している。
【質問】成年後見制度利用促進法の関係ではどうか。
→センターが中核機関の機能を担えないかと家庭裁判所から打診があった。センターが市の業務委託を受けているので予算はすべて市の予算。市が「予算はつかないし、そういう機能をもたせるのは時期尚早ではないか」というスタンスで、中核機関にはなっていない。実質、機能を担っている面はあるが、人員や予算の問題もあり、センターとしては今のところ様子を見ているところ。
【質問】法人受任で、報酬はどういうふうに市民後見人に渡すのか。
→交通費実費くらいということで月 3,000 円をお渡ししている。法人の収益は啓発事業等に使わせてもらっている。生活保護受給者の被後見人等がほとんどで、報酬はあまり多くない。

● 大牟田市社会福祉法人地域公益活動協議会（馬場朋文氏）

社会福祉法人が公益事業を行うことが必要となった。しかし、法人の規模がばらばらで、どうしていいか分からないということで、市内 36 法人のうち、取りあえず賛同してくれる 16 法人で平成 27 年 5 月（法施行 1 か月前）、地域公益活動協議会を設立した。現在、25 法人が参加している。

地域公益活動協議会では、「生活困窮者レスキュー事業」を行っているが、生活保護申請してから実際に支給されるまでの間、今まさに「食べるものがない」「今日電気がとめられる」といった相談での支援を行っている。

現在、運営委員は 10 人で、各法人の中堅クラスの職員で構成している。緊急に支援を行う必要になった場合は、運営委員長にメールや LINE で連絡をいれている。

運営のための財源は、法人会員の会費（@1,000 円×常勤職員数（約 1,400 人））で運営している。

ケアマネやアパートのオーナーからの相談があり、ごみ屋敷の清掃を行った。

地域公益活動協議会では、25 法人が 1 人ずつ出しても 25 人集まるので人手があり、

一日で一気にやる、片づけてしまうことを目標としている。清掃をしたことで、住人の意識が変わり、次の清掃からその人が参加するようになるなど、アパートのオーナーが理解を示してくれ、「住まいに困っている人を入れてもいいよ」と言ってくれるようになった。また、認知症高齢者の家を掃除すると、殺虫剤のスプレー缶（中身入り）が 300 本出てきたこともあった。掃除を行うことで一番喜ぶのは、近隣住民ではないだろうか。

住居支援については、敷金等の一時立替などを行っている。例えば、金曜日の夕方などの場合、入居までの宿泊料の支援、生活困窮者のエアコン設置に伴う申請から貸付決定までの間のつなぎ資金貸付、災害等による生活再建（貸付）の間までのつなぎ資金貸付などを行っている。また、シェルター（一時避難や住居が決まるまでの住居）の場合は、ホームレスはシェルターを（仮）住所として保護申請している。

食料支援としては、次の年金支給日や保護支給日まで食べるものがない人などは、生活支援室で管理しているストックを渡したり、レトルト食品も調理できない状況のときには弁当の配食をすることもある。平成 30 年度の利用は、この調子が続くと 1 万食を超えそうな勢いである。

生活困窮者や若者引きこもり等の就労体験支援事業では、1 日数時間「キャロットサービス（ちょっとした有償ボランティアお手伝い）」を作業所等で体験させている。

福祉避難所は、これまで総合福祉センター1 か所だったが、法人会員で住居施設をもつ 10 法人が福祉避難所協定を結んだ。人材育成を目的として社会福祉法人制度改革研修会を開催している。その一環として、九州北部豪雨被災者への支援では、物資調達・搬入、会員法人所有のバスで被災地へボランティアバスを運行したりした。

また、グリーンコープと協定を結び、食料提供用の食材を定期的に提供してもらっている。子ども食堂をやるときは、グリーンコープ配送センターと縁ができ、生活困窮者への食料提供についても協力していただけることになった。

【質問】内部留保をどうするかは皆悩んでいるものか。

→内部留保はない。内部留保が一定額を超えると使い道を考えないといけない。大牟田市社会福祉協議会については、減価償却をいれると内部留保はマイナスとなっている。

● 大牟田市社会福祉協議会生活支援相談室（櫻井明日香 氏）

社会福祉協議会生活支援相談室では「生活困窮者自立支援事業」を行っていて、基本的にサポートする側に回ってもらい、ボランティア活動、ごみ屋敷の片付け、キャロットサービスなど、様々な活動を体験してもらっている。参加することで、利用会員（手伝ってもらいたい人）からボランティア（手伝う人）への謝金として 1 時間で数百円を得ることができ、働いてお金を稼ぐ体験ができる。

また、地域善隣事業として大牟田 LSC が中心となりネットワーク形成を 3 年間してきた。こういう相談のときの相談相手はこことここ、というのがかなり分かってきた。

6　運営委員会

	開催日	会場	備考
第 1 回	平成 30 年 6 月 24 日（日）	名古屋	意見交換会に合わせて開催
第 2 回	平成 30 年 8 月 18 日（土）	東京	意見交換会に合わせて開催
第 3 回	平成 30 年 9 月 28 日（金）	札幌	シンポジウムに合わせて開催
第 4 回	平成 30 年 11 月 10 日（土）	熊本	意見交換会に合わせて開催
第 5 回	平成 30 年 12 月 16 日（日）	高知	シンポジウムに合わせて開催
第 6 回	平成 31 年 1 月 19 日（土）	大牟田	普及啓発活動に合わせて開催
第 7 回	平成 31 年 3 月 7 日（木）	東京	成果のとりまとめ

平成 30 年度　独立行政法人福祉医療機構　社会福祉振興助成事業
全国居住支援ネットワーク構築事業　報告書

平成 31 年 3 月
一般社団法人居住支援全国ネットワーク　[URL] www.kyojushien.net